

平成 2 9 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第1日）

12月12日（火曜日）午前10時00分 開 会
午前11時52分 散 会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 追悼演説
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第258号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 7 議案第259号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第260号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第261号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第262号 赤平市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第263号 赤平市学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第264号 赤平市子育て支援条例の制定について
- 日程第13 議案第265号 赤平市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第266号 赤平市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第15 議案第267号 赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

- 日程第16 議案第276号 赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第277号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 議案第278号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第19 報告第29号 専決処分の報告について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 追悼演説
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第258号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 7 議案第259号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第260号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第261号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第262号 赤平市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第263号 赤平市学校給食費の管理に関する条例の制定につ

- いて
- 日程第12 議案第264号 赤平市子育て支援条例の制定について
- 日程第13 議案第265号 赤平市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第266号 赤平市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第15 議案第267号 赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第16 議案第276号 赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第277号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 議案第278号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第19 報告第29号 専決処分の報告について

- 教育委員会教育長 多田 豊 君
 監査委員 早坂 忠一 君
 選挙管理委員会 壽崎 光吉 君
 委員長
 農業委員会会長 中村 英昭 君
-
- 副市長 伊藤 嘉悦 君
 総務課長 熊谷 敦 君
 企画課長 畠山 涉 君
 財政課長 尾堂 裕之 君
 税務課長 田村 裕明 君
 市民生活課長 町田 秀一 君
 社会福祉課長 井波 雅彦 君
 介護健康推進課長 斉藤 幸英 君
 商工労政観光課長 林 伸樹 君
 農政課長 野呂 道洋 君
 建設課長 高橋 雅明 君
 上下水道課長 杉本 悌志 君
 会計管理者 蒲原 英二 君
 あかびら市立病院 永川 郁郎 君
 事務長

○出席議員

- 8名
- 1番 木村 恵 君
 2番 五十嵐 美知 君
 3番 植村 真美 君
 4番 竹村 恵一 君
 5番 若山 武信 君
 6番 向井 義擴 君
 7番 伊藤 新一 君
 10番 北市 勲 君

○欠席議員

- 1名
- 9番 御家瀬 遵 君

○欠員

- 1名
- 8番

○説明員

- 市長 菊島 好孝 君

- 教育 学校教育 大橋 一 君
 委員会 課長
 " 社会教育 伊藤 寿雄 君
 課長
-
- 監査事務局長 中西 智彦 君
-
- 選挙管理委員会 梶 哲也 君
 事務局長
-
- 農業委員会 野呂 道洋 君
 事務局長

○本会議事務従事者

- 議会 事務局長 栗山 滋之 君
 " 総務議事 安原 敬二 君
 係長
 " 総務 野呂 律子 君
 議事係

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成29年赤平市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番五十嵐議員、5番若山議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から15日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの4日間と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 追悼演説を行います。

赤平市議会議員でありました獅畑輝明氏が去る9月25日に逝去されました。まことに哀悼痛惜のきわみにたえません。今後のご活躍に待つべきもの大なるものがあるとき、再び相まみえることのできないのを悲しむものであります。ここに故獅畑輝明氏のご冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと思っております。

ご起立をお願いいたします。

(全員起立)

○議長(北市勲君) 黙祷。

(黙 祷)

○議長(北市勲君) 黙祷終わります。

ありがとうございました。ご着席願います。

(全員着席)

○議長(北市勲君) この際、故獅畑輝明氏に対し弔意を表すため、植村議員から追悼の言葉をささげ

たい旨の申し出がありました。これを許します。植村議員。

○3番(植村真美君) [登壇] 獅畑輝明先輩へ。思い出を振り返り、追悼の言葉を贈ります。

平成11年から18年間という長きにわたり、赤平市議会議員を務められました先輩。平成21年から4年間、議長という重責を担ってこられた先輩。これからも優しい笑顔でご活躍をしてくれると思っていた先輩。本年9月25日に私たちのもとに届いた悲報は、余りにも突然の出来事で信じがたく、今にもこの議場の扉をあけて入ってくるのではないかと思えるほど先輩の存在は大きかった。どこかにぼっかり穴があいてしまったようです。平成25年3月の定例会中に体の不調を訴えられ、療養生活に入られましたが、ご家族の温かい見守りと議員活動を続けていたそのお姿を拝見している限り、誰もが全快するものと信じておりました。しかしながら、ご家族の懸命な看病もむなしく、66年歩いてきた人生を終えられたのですね。これまで一心に回復を祈っておりましたご遺族の皆様のことを思うと、悲しみにあふれ、お慰めの言葉も見つかりません。

思い起こせば私が右も左もわからずにこの議場に入ってきた10年前、大丈夫だ、俺だってわからないことだらけだなどいつも優しい言葉をかけてくれたながらも、議会運営の参考書を差し出してくれました。カメラや電子機器がお好きで、一般質問や発言の音声を録音してくれたり、イベントなどの写真を撮ってくれていたことも多く、多くを語らなくともしっかりと背後で見守っていてくれた先輩は、人情味あふれておりました。体も大きい先輩でしたが、この議場ではとても緊張して、汗かきだからと言っていつも大きなハンカチをポケットに忍ばせながら一般質問と向き合っていたどこが親しげな様子は、きのうのこのように思い出します。

そんな中、先輩はいつも先を見据え、コンビニ収納や手話条例についてもいち早く提言し、見事に具現化をされましたね。先輩は、議会活動のほかにも保護司や赤平消防団の副団長としてご活躍され、日

ごろから安全、安心な地域づくりに貢献されていたとともに、赤平青年会議所やライオンズクラブなどにも所属し、地域の人々の交流も積極的にとられていました。火まつりでは、多くのみこしの会の関係者が全道から集まってくる中で、とてもお似合いのはっぴ姿で迫力あるみこしのかけ声とともに、その先頭で仕切るお姿は躍動感がみなぎり、短い赤平の夏の風物詩と言える情景の一翼を担っていたと思います。あの格好いいはっぴ姿は、もう見るのができないのですね。

先輩、きょうは何の日か覚えていますか。1、2、1、2と前進する日と、そして最愛の奥様との結婚記念日ですね。先輩、今どこから私たちのことを見ているか教えてください。このぼっかりあいてしまった穴の修復には少し時間がかかりそうです。大好きなお酒とがんがん鍋を囲みながら、まちづくりについて語り合った日のこと、本当に大切な思い出です。獅畑先輩の熱き思いを引き継ぎ、これまでたくさん残していただいた、教えていただいた宝物をこれからの赤平のまちに生かしていきたいと思います。今もきつとどこかでご家族と私たち赤平のことを見守っていただいていると思いますが、どうかどうか安らかに眠りください。獅畑先輩、本当にありがとうございました。

以上、議員一同お祈りをしながら、お別れの言葉とさせていただきます。

平成29年12月12日、赤平市議会議員、植村真美。

○議長（北市勲君） 日程第4 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（栗山滋之君） 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は22件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告ですが、平成29年第3回定例会以降12月11日までの動静につきましては、記載のとおり

であります。

次に、例月現金出納検査の結果ですが、監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は御家瀬議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（北市勲君） 日程第5 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長（菊島好孝君）〔登壇〕 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告を申し上げます。

初めに、全国及び北海道市長会の動向につきまして申し上げます。10月18日に平成29年の秋季北海道市長会定期総会が名寄市で開催されまして、人口減少の歯どめや暮らしやすい地域づくりを目指すまち・ひと・しごと創生法が施行されたことに伴いまして、地方自治体が策定した地方版総合戦略が真に実効性の伴ったものにするため、国がみずからの役割と責任について明確なビジョンを示し、地方とともに総力を挙げて取り組むことを求める地方創生に関する決議を採択したところであります。北海道は、我が国最大の食料基地として良質な農畜産物を安定的に生産、供給しておりまして、農林水産業が地域の基幹産業を担い、食品加工や流通、観光など多くの産業と密接に関連しております本道にとって生産者や関係者が安心して経営に取り組むことができる支援策を講じるために、日欧経済連携協定、EPAなど自由貿易交渉においては、国内農林水産業の振興が損なわれないように対応することを求めたところでございます。

JR北海道への国の支援に関する内容は、初めて決議されたところでありますが、経営再建に向けた抜本的な見直しについて求めるとともに、各首長が路線の維持存続に向け一丸となって取り組む姿勢を示したところでございます。

春季に引き続きまして、地方の持つ可能性を発揮させ、安定的に北海道が発展するために、地方行財政の充実強化、社会保障施策に支障を及ぼすことのない社会保障制度改革、さらにはエネルギー政策と原子力発電所に関する決議が採択されまして、11月16日、国会議員並びに関係省庁に対して要望が行われたところでございます。

次に、過疎地域の振興に関する中央要請について申し上げます。11月14日に全国過疎地域自立促進連盟北海道支部において、過疎地域自立促進特別措置法の見直しに関する要望及び平成30年度過疎対策関係の政府予算施策に関する要望として、地方創生と人口減少の克服、過疎対策事業債の必要額の確保、住民が安心、安全に暮らせる生活基盤の確立などを道内選出国會議員に対し要請を行ってきたところでございます。

次に、平成29年度赤平市表彰式について申し上げます。11月5日、ご来賓多数のご出席を賜りまして、市コミュニティセンターを会場に平成29年度赤平市表彰式を挙行いたしました。功労表彰に1名、功績表彰に1名、特別顕彰に1団体、善行表彰に1団体、さらに勤続表彰につきましては、30年勤続の1名、15年勤続の1名の方々にそれぞれ市民を代表しまして、敬意と感謝の意を表したところでございます。表彰を受けられた方々は、これまで市勢の振興と発展のため、それぞれの分野で多大なご貢献を賜ったところではありますが、今後におきましても健康にご留意をされ、なお一層市勢発展のためお力添えとご指導をお願い申し上げる次第でございます。

次に、秋季住民懇談会の開催について申し上げます。本年度の秋の住民懇談会につきましては、10月16日から31日にかけて、市内14の会場で開催したところでございます。今回の住民懇談会では、平成30年度予算に反映する町内要望や市民の皆様が日ごろ感じている市政やまちづくりに対するご意見等をお聞かせいただいたところであります。特に炭鉱遺産の活用、災害対策、高齢者福祉につきましてさまざまご意見等をいただき、今後の行政運営の参考と

していく所存でございます。また、今回の懇談会でも全課長職を2班に分けて住民懇談会に出席することとして、市民の考えをじかに認識していただいたほか、全職員に対して内容を周知しており、今後新年度予算編成作業過程等の中で検討を進めてまいります。

次に、平岸コミュニティセンターについて申し上げます。かねてより地域から要望がありました旧平岸小学校であります。11月1日に平岸連絡所、高齢者コミュニティセンター、平岸児童センターの3施設を統合した新たな複合施設として平岸コミュニティセンターがオープンいたしました。リニューアルいたしました平岸コミュニティセンターには、オストメイト対応の多目的トイレを新たに設置したほか、炊事施設を備えた災害備蓄倉庫や運動ができる体育室も備えており、一つにまとまることで子供から高齢者まで幅広い世代が交流できる施設となったところであります。今後会議や行事等、規模に合わせて研修室や体育室等のご利用が可能でありますので、地域の町内会や老人クラブの皆様はもちろん、多くの市民の皆様にご利用いただきたいと考えているところでございます。

次に、第8回産業フェスティバルについて申し上げます。赤平市の産業の振興を図るために農業、商業、工業の3者が連携し、ものづくりのまち赤平を広く市民の皆様や近隣の方々にPRをし、地元名産品となる農産品、加工品の発掘、生産の向上や流通ルートの拡大を図ることを目的に、第8回赤平産業フェスティバルを10月14日に開催いたしました。会場につきましては、昨年赤平駅前広場から総合体育館に会場を移しまして2回目の開催となりましたけれども、雨風や寒さの心配がなく、ゆっくりと催しを楽しんでいただける場を提供することができたところであります。今回は、会場の利点を生かし、来場者の滞在時間を延ばすイベントとして、時間を分けて全5回の特別感謝セールを実施いたしまして、市内企業の製品やお菓子、パン、野菜の販売に長蛇の列ができ、長い時間会場に滞在していただくこと

ができたと思っております。その他農産物の販売や各商店の出店、各企業の展示、赤平産そば打ち体験など農商工が連携し、PRを行ったほかに、イベントでは大抽せん会、赤平出身歌手のショーや丸太切り競争、赤平新米のPR、市内企業の若手従業員で構成されている人財育成事業のメンバーにより企業PRイベントなどを実施したところでございます。おかげさまで昨年を上回る4,500人の来場者がありまして、開催に当たりご尽力をいただいた関係諸団体、協賛いただきました企業、応援して下さった市民の皆様深く感謝を申し上げます。今後は、さらに市民の皆さんに喜んでいただけるように、また赤平の地場産品を広くPRして、赤平の魅力を発信できるイベントを目指して頑張っていきたいと思っております。

次に、平成29年度東京赤平会の総会について申し上げます。平成29年度の東京赤平会総会及び交流会が10月の28日、東京都内で開催をされました。47名の方々が参加をしていただいたところでございます。総会では、平成28年度の決算、平成29年度の事業計画についてご審議をいただき、滞りなく総会を終えることができました。私からは、挨拶の中でふるさと納税のお礼とお願いに加えまして、赤平市の産業振興や炭鉱遺産の活用など、東京赤平会の皆様ご思いを寄せていただいているふるさと赤平の歴史と伝統を守って、市政をつくり上げていきたいというお話をさせていただいたところであります。総会終了後には交流会が行われまして、特産品のPRと赤平特産品の小包セットの販売開始についてもPRを行ってきたところでございます。また、市内企業から多大なご協力を得て行った大抽せん会は、会員皆様に大変ご好評をいただきまして、盛会のうちに終了をさせていただきました。

次に、第50回赤平市社会福祉大会について申し上げます。11月18日、交流センターみらいにおいて、赤平市社会福祉協議会の創立60周年記念大会として、福祉関係者や町内会の代表の皆様など市民約150人が参加し、開催されました。初めに、これまで福

祉関係に貢献された9名の方々に市長感謝状を贈呈し、続いて永年市社会福祉協議会の会長や専務理事を務められた2名の方に創立60周年を記念して社会福祉協議会会長から特別感謝状が贈呈された後に、市内の福祉事業に貢献された方や健康な高齢者に対して表彰が行われました。引き続き、手話落語家の林家とんでん平さんから「誰もが安心して暮らせるまちづくり」と題しまして記念講演をしていただき、大会を終了いたしました。

次に、第50回赤平市金婚式について申し上げます。10月17日、交流センターみらいにおいて、市及び社会福祉協議会の共催によりまして第50回金婚式を開催したところでございます。結婚50年の節目をご夫婦で迎えられ、円満な家庭生活を営み、さらには社会に多くの功績を残されたご夫婦に対しまして永年のご労苦をねぎらうとともに、今後ますますのご健勝をご祈念いたしまして、該当者21組のうち当日は6組のご夫妻にご出席をいただき、金婚の章を贈呈したところでございます。

次に、手話奉仕員の登録について申し上げます。赤平市では、昨年とことしの2カ年にわたりまして手話奉仕員養成講座の入門課程と基礎課程を開講し、受講された方のうち一定の基準を満たした17名の方々に対しまして9月28日に修了証を交付いたしました。その後、修了された方々へ赤平市手話奉仕員への登録を呼びかけましたところ、13名の方々に登録をしていただき、11月16日に手話奉仕員任命式を行ったところでございます。これにより既に登録していただいている8名と合わせまして赤平市の手話奉仕員登録者は21名となりまして、これからの聾啞者の社会参加の機会向上と市民への手話普及等についてご活躍を期待しているところでございます。

次に、交通安全運動について申し上げます。9月21日から30日までの10日間にわたり、秋の全国交通安全運動が展開されまして、早朝の街頭啓発には延べ1,400名以上のご参加をいただきまして、交通安全運動を展開したところでございます。9月16日から29日までは、赤平市交通安全推進協議会の主催によ

りまして、園児、児童を対象といたしまして交通安全ポスター展を交流センターみらいにて開催をし、9月29日には交通事故死ゼロを目指す日にちなんで旗の波による交通安全運動、街頭啓発及び交通安全ポスター展表彰式を開催しまして、多くの市民の皆様に対し、交通安全の意識高揚に努めたところでございます。死亡交通事故は、当市において発生しておりませんが、これから本格的な冬を迎えまして、降雪等により路面状態が著しく変化、スリップ等に起因する冬型事故の発生が懸念されることから、交通安全関係団体と連携を図りながら、交通事故による犠牲者を出さないためにも市民の皆様とともに交通事故の防止に取り組んでまいりたいと思っております。また、年末年始にかけ、飲酒の機会もふえますことから、飲酒運転の撲滅に向け、交通安全の意識高揚と啓発に努め、交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

最後になりますけれども、工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告をさせていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、中学校の統廃合についてであります。11月12日、来年4月に赤平中学校と統合する赤平中央中学校の閉校式が行われました。在校生と同窓生、保護者ら約400名が別れを惜しむ中、赤平中央中学校長による惜別の言葉、歴史を振り返る映像披露、生徒会長による別れの言葉、全校合唱などが行われ、中でも「歌は仲間、歌は生きる力」をスローガンに長く合唱に取り組んできた赤平中央中学校の同窓生及び在校生全員による「大地讃頌」の全体合唱においては、感激と胸詰まる思いを覚えたところです。式の最後には校長と生徒会長が市長に校旗を返納し、そ

の後市長が閉校宣言を行い、終了いたしました。

また、新築校舎につきましては、学校現場からの要望も取り入れながら、来年2学期からの使用開始に向けて、現在適宜工事を進めているところです。

なお、統合時における生徒の不安解消を図ることを目的に、部活動においては既に両中学校の交流を行ってきておりますが、近く生徒会主催により両中学校の1、2年生全員が一堂に集まり、それぞれの学校紹介や合同での合唱発表などを行う予定となっております。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査の結果についてであります。本市の調査の結果につきましては、改善の傾向はあるものの依然として憂慮すべき状況であります。本市の学力向上策ではこの全国学力・学習状況調査のみならず、市内の小学校2年生から中学校3年生までを対象とした標準学力検査も実施しており、この結果も経年的に把握、検証し、学校教育における指導に資する確かなよりどころとして活用するなど、赤平市の学力向上策は一定の前進が見られておりますことから、北海道教育委員会が作成する北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載について同意したことは、前定例会においてもご報告したところです。市教委といたしましても、赤平市民に対する説明責任があることと学力の向上には学校ばかりではなく、家庭、そして地域全体で育むものとの観点から、全市民的な協力を求めることが肝要と考え、市教委独自で公表することとして、広報あかびら12月号折り込みチラシにより市民周知を図ったところであり、公表の方法につきましては、点数主義偏重への懸念もありますことから、実際の数値の公表とはせず、全国平均を100として、本市全体の平均と比較したグラフや文言による公表としております。また、市ホームページでは、昨年度より全国学力・学習状況調査のみならず、標準学力検査の結果につきましてもあわせて掲載しております。今後とも本市の子供たちの学力の向上にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、文部科学省による全国体力・運動能力、運動習慣等調査につきましては、本年度も小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆調査として行われ、実施した調査資料につきましては北海道教育委員会を通じて文部科学省に報告いたしました。本市の体力向上策としては、全ての小中学校の全学年で新体力テストの取り組みを行っており、また北海道教育委員会による結果の公表につきましては、全国学力・学習状況調査同様同意することとしております。

次に、市内小学校の学習発表会についてであります。市内3つの小学校において10月1日、8日及び15日にそれぞれ行われました。例年同様朝早くから入場を待つ保護者、家族が会場入り口に並ぶという関心の高さであります。どの小学校も児童たちの練習を積み重ねた成果がうかがえる発表であったことは言うまでもありません。どの学校でも真剣な取り組みを感じ、子供たちが皆が仲よく伸び伸びと、そしてにぎやかに一生懸命取り組んだ発表に大勢の保護者、家族から温かい声援が寄せられておりました。

関連して、交流センターみらいで開催された市民総合文化祭では、赤平市教育研究推進協議会による展示部門で全小中学校の作品の展示があったほか、芸能部門では赤平中学校吹奏楽部の発表があり、日ごろの学校教育の一端を市民の方々に披露いたしました。

また、11月19日には赤平幼稚園の発表会が行われ、幼稚園教育の集大成としての遊戯等が発表され、両親や祖父母など大勢の家族が見守る中、終始和やかな発表会でありました。

次に、給食センター関係であります。市内で米の減農薬栽培に取り組んでいる生産者組織ベストライズ赤平様から昨年に引き続き本市に対して新米ゆめぴりか1トンの寄贈がありました。給食センターにも配付を受けましたので、1月の給食だよりにおいて使用する日をお知らせし、子供たちに赤平の安全、安心なお米を食べてもらいます。また、給食センターに対して株式会社YAMADA様からは新タマネ

ギ200キロ、JAたきかわゆめぴりか生産部会様からは米飯給食に使用する1日分のゆめぴりか42キロ、JAたきかわ女性部赤平支部様からは手づくりみそ虹の糰30キロの寄贈がありましたので、給食だよりでお知らせの上、大切に使用させていただきます。

次に、社会教育関係について申し上げます。初めに、9月16日から10月15日の間、土日曜日、祭日に旧住友赤平炭鉱立坑浴場を中心に赤平アートプロジェクトが開催されました。札幌市立大学の教授、学生の芸術作品を展示し、立坑自走榨工場の見学及び札幌からのツアー客を含め、延べ入場者数は983名となりました。なお、このアートプロジェクトにつきましては、来年度も赤平市で開催していただく予定となっております。

また、10月21日から22日に交流センターみらいにおいて平成29年度赤平市民総合文化祭が開催されました。短歌、俳句、川柳、美術、陶芸、写真、絵手紙、書道、生け花などの作品展示のほか、吹奏楽、クラシックバレエ、踊り、詩吟、カラオケ、ハーモニカ演奏などの芸能部門の発表が行われ、関係者はもとより多くの市民にも見学、鑑賞していただき、盛会裏に終了いたしました。

次に、11月11日、総合体育館において第31回あかびら子どもまつりを開催いたしました。芦別市、歌志内市を含む子供たちと保護者の参加、地元の社会教育委員、社会福祉協議会、かあさん食堂ぼらん亭の皆様準備及び運営等に対するご協力をいただき、無事終了いたしました。子供たちの自主性と協調性等を培い、楽しみながら運営活動を行っていただきましたが、今回の来場参加人数につきましては子供283名、大人177名、計460名となり、昨年より80名の増加となりました。

また、11月29日、交流センターみらいにおいて赤平市PTA連合会研究大会が開会されました。「子供と大人のきずなを深めるために」と題して、精神保健福祉士、学校心理士で札幌の興正こども家庭支援センター大通分室長、今泉明子氏の講演をいただき、子供との温かな関係を築き、きずなを深めるた

めの学びの場となりました。

次に、東公民館関係について申し上げます。中期東公民館講座として9月5日から26日の間、延べ4回にわたり手軽にできるリンパマッサージ講座を開催し、高齢者を中心に延べ46名が参加し、体調の管理方法について学びました。また、機会事業といたしまして、10月16日に家庭でできる欧風料理講座と11月15日には男性料理教室を開催し、楽しく学ぶことができました。さらに、下期講座といたしまして、11月15日及び29日に陶芸講座を開催いたしました。

次に、社会体育関係について申し上げます。本年度も市民プールにつきましては、9月30日をもって終了となりましたが、利用者数につきましては延べ7,800人となり、昨年度より443名の利用者減となりました。体育事業につきましては、10月9日に北翔大学との連携事業であります市民スマイルウォーキングを開催いたしました。過去2年間、悪天候のためウォーキングは中止となっておりますが、今年度は天候に恵まれ、高齢者を中心に64名の参加をいただきました。

また、総合体育館においては、10月29日、第19回市長杯争奪ミニバレーボール大会を開催し、7チーム37名が参加し、熱戦を繰り広げました。さらに、11月19日には第18回赤平軽スポーツ大会を開催し、20名の参加により的を射るスポーツ吹き矢を行いました。

次に、図書館について申し上げます。10月14日、総合体育館において赤平産業フェスティバルの開催時にあわせて、読書週間行事の一つとして6回目となります古本フェスタを開催し、図書館で除籍となった一般図書、絵本等約800冊を無償で提供いたしました。

また、11月21日にも読書週間行事として朗読とギターの響きを開催し、札幌からお招きした郷音の会の田嶋扶二子さんの朗読とギタリストの廣田幸政さんのギターの響きに25名の参加者が魅了されました。

さらに、ことしで37回目の赤平市読書感想文コン

クールを行い、ことしは小学生50名、中学生11名、計61名の応募をいただき、社会教育委員による審査の結果28作品が入賞作品として選ばれました。

以上、教育行政の概要についてご報告させていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 日程第6 議案第258号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度赤平市一般会計補正予算）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君）〔登壇〕議案第258号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成29年度赤平市一般会計補正予算（第5号）につきましては、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年9月28日付をもって専決するものであります。

記といたしまして、平成29年度赤平市一般会計補正予算（第5号）につきましては、提案の趣旨をご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第5号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ990万9,000円を追加し、予算の総額を106億38万2,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをお願いいたします。初めに、歳出ですが、2款4項2目衆議院議員選挙費990万9,000円の増額は、10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査に要する報酬、職員手当等の人件費及び賃金、ポスター掲示場設置委託料などの事務経費を計上するものであります。

戻りまして、4ページをお願いいたします。本補

正の歳入ですが、13款3項1目総務費委託金980万9,000円を増額し、本補正の歳入不足額を調整するため繰越金10万円を増額するものであります。

以上、議案第258号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第258号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第258号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第258号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（北市勲君） 日程第7 議案第259号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、日程第8 議案第260号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 〔登壇〕 議案第259号及

び議案第260号につきまして、関連いたしますので、一括してご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

人事院は、8月8日、国会及び内閣に対しまして国家公務員の給与の改定を勧告いたしました。この勧告を受けまして、政府は11月17日の閣議において国家公務員の給与改定に関する取り扱いを勧告どおり実施することを決定し、第195回国会に給与法案を提出し、12月8日に成立を見たところでございます。

本年の給与勧告の主な内容といたしましては、民間給与との較差0.15%を解消するため、初任給については1,000円引き上げ、若年層につきましても同程度の改定とし、その他についてはそれぞれ400円の引き上げを基本に平均改定率0.2%とし、平成29年4月1日より実施することとしております。期末、勤勉手当につきましては、民間支給割合が4.42月となり、現行4.3月を上回っていることから、民間の支給割合に見合うように4.4月分に引き上げ、勤勉手当に配分するものとして法律の公布の日より実施するものとしております。このことから、今般赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市職員の給与に関する条例の一部改正を行うものでございます。

初めに、議案第259号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条関係につきましては、第6条第3項の期末手当の規定でございますが、本年度既に6月に2.075月分を支給しておりますことから、人事院勧告に準じ4.4月分とするため12月分で調整し、12月に支給する場合の支給率100分の222.5を100分の232.5とするため、字句を改めるものでございます。

なお、第6条第3項の規定につきましては、教育長にも適用されるとともに、赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項で準用する規定がありますことから、議会の議長、副議長及び議員にも適用されることとなるものでございます。

第2条につきましては、第1条で第6条第3項の

規定につきまして改正したところではありますが、期末手当の6月支給分を2.125月に、12月支給分を2.275月とするため、それぞれ字句を改めるものがございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するとしたものがございます。

続きまして、議案第260号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条でございますが、第15条の5第2項につきましては、勤勉手当の支給率について本年度既に6月分を支給しておりますことから、人事院勧告に準じ、12月に支給する場合において職員につきましては100分の85を100分の95に、管理職につきましては100分の105を100分の115に、再任用職員につきましては100分の40を100分の45に改定するため、それぞれ字句を改めるものがございます。

別表第1につきましては、人事院勧告に準じ、行政職の給料表の改定を行うものがございます。

別表第2の医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)につきましても、行政職同様に人事院勧告に準じて改定をするものであります。

参考資料の3ページ及び4ページをご参照願います。第2条につきましては、第1条で第15条の5第2項につきまして改正したところではありますが、第15条の5第2項につきましては、勤勉手当の支給率について職員につきましては100分の90に、管理職につきましては100分の110に、再任用職員につきましては100分の42.5に改定するため、それぞれ字句を改めるものがございます。

附則でございますが、第1条といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するとしたものです。

第2条につきましては、給与の内払いについて定めたものがございます。

以上、議案第259号及び議案第260号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議

賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第259号、第260号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(北市勲君) 日程第9 議案第261号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第261号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、平成29年4月1日より施行される部分につきましては、さきの議会におきましてご承認をいただいたところでございますが、今般これから施行日を迎える部分につきまして所要の改正を行うものがございます。

以下、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

赤平市税条例の一部改正でございますが、附則第5条におきましては、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等につきまして規定してございますが、法律改正によりましてこれまで控除対象配偶者とされていた者が同一生計配偶者へ改められる定義の変更に伴う規定の整備を行うものがございます。

本条例の改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、平成31年1月1日から施行し、附則第3条の規定は平成31年10月1日から施行するとしたものがございます。

附則第2条につきましては、市民税に関する経過

措置を規定したものであります。

附則第3条につきましては、赤平市税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。3ページ、附則第3条関係をご参照願います。附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものであり、字句の追加や参照する表の改正を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） ただいまの261号についてですけれども、参考資料のナンバーワンのところの今ほど説明ありましたが、控除対象配偶者と同一生計配偶者、定義によりということですが、違いのほうは何かということをお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 税務課長。

○税務課長（田村裕明君） 控除対象配偶者と同一生計配偶者の違いについてでございますが、市税条例附則第5条におきまして所得税の非課税の基準を算出するための控除対象配偶者の定義は、地方税によりまして規定しているものを引用しておりますが、本年4月の地方税法の改正によりましてその定義が配偶者の所得上限38万円に加えて、納税者本人の所得の1,000万円までと上限が設けられる内容となりました。新旧を比較しますと、現行の配偶者控除の対象となる要件が納税者本人の所得に関係なく配偶者の所得要件だけなのに対して、法改正後の配偶者控除の要件はこれに納税者本人の所得要件も加わります。地方税法では、新旧の配偶者控除の対象条件を区別するために、現行の控除対象配偶者の名称を同一生計配偶者に変更したものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 上限を設けたということなのだと思えます。

平成31年1月1日施行となっておりますので、平

成30年度分の給与所得者の扶養控除の申告書の提出から該当になるということよろしいですか。

○議長（北市勲君） 税務課長。

○税務課長（田村裕明君） 給与所得者の扶養控除等申告書提出後の適用時期でございますが、市民税は課税対象所得に対してその翌年の課税となりますので、施行日を平成31年1月1日としておりますが、所得税につきましては平成30年分の所得から適用されますので、ご質問のとおり、平成30年分の給与所得者の扶養控除等申告書の提出時から該当になります。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） そこでなのですけれども、年度途中で源泉控除対象配偶者に該当、または非該当になった場合なのですけれども、つまり合計所得金額の見積もりが移動する場合なのですけれども、この場合は年末調整で精算されるだけですか。

○議長（北市勲君） 税務課長。

○税務課長（田村裕明君） 年度途中で源泉控除対象配偶者の適用に変更があった場合についてでございますが、配偶者の方の合計所得金額の見積額に変更があった日以後に随時変更を届けることもできますが、ご質問のように年末調整におきまして精算することもどちらでも可能でございます。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第261号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第10 議案第262号赤平市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第262号赤

平市立学校設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市立小中学校適正配置計画に基づく赤平中学校、赤平中央中学校の統合につきましては、地域代表や保護者、学校関係者から成る赤平市立中学校統合準備委員会を中心に、地域の方々からも広く参加を募っての意見交換会、両校PTAの合同役員会、住民懇談会などでの報告及び協議を重ねつつ、その準備を進めてまいりました。この間、北海道赤平高等学校跡地の譲与を受けての統合中学校校舎建設へと方針を転換してまいりましたが、統合時期は平成30年4月1日とし、1学期中は現在の赤平中学校校舎を利用すること、統合後の校名は赤平中学校とすることにつきまして赤平市立中学校統合準備委員会において確認いただいているところであります。現在平成30年度2学期からの新校舎利用開始に向け、関連する建設工事を進めているところでございますが、この統合に伴いまして現所在地の赤平中学校を市内唯一の中学校として規定するべく、所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表第2につきましては、赤平市立中学校について定めておりますが、赤平中央中学校の項を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第262号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第11 議案第263号赤平市

学校給食費の管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第263号赤平市学校給食費の管理に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本市は、これまで学校給食センターの安定した運営と学校給食費の適切な設定等に資するため、赤平市学校給食センター設置条例に基づいて運営委員会を設置し、そこにおいて学校給食費の管理等を行ってまいりました。しかし、これまでの私会計で処理しておりました学校給食費の徴収と管理を公会計とすることにより会計処理の透明性を高めるとともに、保護者の利便性の向上及び学校における事務負担の軽減を図るため、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、この学校給食費の管理に関する条例の趣旨を定めたものでございます。

第2条につきましては、学校給食法で定められた学校給食の定義を定めたものでございます。

第3条につきましては、学校給食の実施対象者について定めたものでございます。

第4条につきましては、学校給食を受ける児童、または生徒の保護者等学校給食費を徴収する者について定めたものでございます。

第5条につきましては、天災等による学校給食費の減額、または免除について定めたものでございます。

第6条につきましては、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとした委任の規定でございます。

次に、附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものとし、附則第2項につきましては、赤平市市税等の特定滞納者等に対する

特別措置に関する条例の一部改正であります。別紙参考資料の対照表をご参照願います。学校給食費の公会計化に伴い、市税等に学校給食費を加えるものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） まず、この附則の1なのですけれども、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するとありますが、施行が平成30年4月1日からではないのはなぜかお伺いをします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

学校給食費の徴収につきましては、他市町の例を参考にしながら、現行条例に基づき適正と判断し、実施していましたが、内部協議を重ねてまいりました結果、保護者等から給食費を徴収することを規定した管理条例及び施行規則を制定することがより適正であると判断しましたことから、今回の提案となったところです。

なお、今年度より一般会計歳入歳出予算において予算を計上しておりますことから、平成29年4月1日に遡及適用したところであります。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） もう一点聞きます。

附則の2項についてですけれども、赤平市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例に加える根拠は何ですか。

○議長（北市勲君） 税務課長。

○税務課長（田村裕明君） 赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例は、滞納を放置することは市税等の納付義務をきちんと果たしている多くの市民に対して不公平感を増幅させることを考慮し、滞納者に対する納付を促進させることで市民の信頼を確保することが目的でつくられたものでございます。したがって、本条例は、福祉サ

ービスの提供などにおきましてこれを制限することが日常生活に重大な影響を及ぼすおそれのあるものや医療サービスなど生命や健康に影響のあるものなどは除外をしております。それ以外の市の公金全てが原則対象となるものでございます。

また、本条例に規定する行政サービスの制限であります。滞納者全てに適用させるわけではありません。担当課において職員が調査、面談、督促などあらゆる手段を講じた上で、滞納者に滞納に至る正当な事由が認められないと判断されたときに適用させるものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第263号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第12 議案第264号赤平市子育て支援条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第264号赤平市子育て支援条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略において若者が安心して子どもを生き育てられる地域づくりを基本目標の一つと定めており、その中で子育て支援条例等の制定を重点施策としておりますことから、赤平市子ども・子育て会議の中に子育て支援条例策定専門部会を設け、本年2月から協議を重ね、その後パブリックコメントを実施し、10月の条例策定専門部会の決定を得たもので、子供や子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、一層の取り組み強化を図るためには、現在子育てを行っている方だけではなく、オール赤平で子育てに関する理念や目的

を共有し、行動していくための指針を定めることが必要であるとともに、家族との時間を大切にすることから、あかびら家族の日の制定も意義があると考えことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

前文につきましては、本条例の制定の趣旨を示したものでございます。

第1章は、総則でございますが、第1条につきましては、地域全体で子どもや子育て家庭を支え合うまちを実現するをいたしまして、条例の目的を定めたものでございます。

第2条につきましては、子ども、保護者等用語の意義を定めたものでございます。

第3条につきましては、まち全体で子どもや子育てで家庭を支え合うための基本理念を定めたものでございます。

第2章は、地域社会の役割についての規定であります。第4条につきましては保護者の役割を、第5条につきましては地域住民の役割を、第6条につきましては学校等の役割を、第7条につきましては事業者の役割を、第8条につきましては市の役割をそれぞれ定めたものでございます。

第3章は、子育て支援に関する基本的な施策についての規定であります。第9条につきましては安心して子どもを生み育てられる環境づくりについて定めたものでございます。

第10条につきましては、親と子が健やかに暮らせるための支援の充実について定めたものでございます。

第11条につきましては、親子の育ちを応援する学びや体験の場の提供について定めたものでございます。

第12条につきましては、支援が必要な親子を優しく包む施策の実施について定めたものでございます。

第13条につきましては、いじめ及び虐待への対応について定めたものでございます。

第14条につきましては、親子を見守る安心で快適なまちづくりについて定めたものでございます。

第15条につきましては、あかびら家族の日について定めたものでございます。

第4章は、子育て支援に関する施策の推進についての規定であります。第16条につきましては、子育て支援に関する基本計画の策定について定めたものでございます。

第17条につきましては、子育てに関する取り組みを進めていくための推進会議の設置について定めたものでございます。

第5章は、雑則であります。第18条につきましては、条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるとした委任の規定でございます。

附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
木村議員。

○1番（木村恵君） 9月に見たときと字句の整理がされた以外は大きな変更点がないように思われるのですが、パブリックコメントはなかったのかということの確認と、あと具体的なことというのは15条の家族の日の制定だけだと思いますが、市民はどのようなことを望んでいると考え、この条例をつくったのか伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） お答えいたします。

パブリックコメントでございますが、9月4日から10月3日まで実施いたしました。寄せられたご意見はございませんでした。

次に、この条例を制定するに当たり基本としているのは、子供は赤平の宝であるということでございます。現在子育てを行っている方だけではなく、オール赤平で子育てに関する理念や目的を共有し、行動していくことが必要であり、またこのようなこと

を市民も望んでいると考え、この条例を作成いたしました。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） この条例は、責務条項というのがなくて、総じて努めるという役割になっています。今言われたようなことを市民の方というのはむしろ具現化、具体化されること、施策のほうを望まれているのではないかと思います。それを進める上で第4章が極めて重要になってくるのだと思います。第16条の基本計画と推進会議というところだと思っておりますけれども、こういったところの具体的なスケジュールなどは決まっているのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） この条例案の第4章では、施策の推進について規定しております。第16条にあります基本計画でございますが、現在策定されている赤平市子ども・子育て支援計画の期間が平成31年度まででありますので、それまではこの計画を基本とし、施策を進め、必要に応じこの条例が制定された場合にはそれに沿った見直しを行いたいと考えております。また、平成32年度以降は、条例の趣旨にのっとり、次期計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 計画については、9月にも同じような答弁あったと思うのです。それで、この条例というのは、市長の公約とか総合戦略の位置づけというところで進められてきたものだというふうに理解しておりますが、改めて子ども・子育て支援計画をつくり直すとか、子ども・子育て会議をまた別な会議をつくるかではなく、今までであるところその任を担っていくというのが望ましいと私は考えますが、その辺についてのお考えはどうですか。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） この条例の施策の

推進と子ども・子育て支援計画に基づく施策の推進とでは重複する部分があると考えられます。また、この条例の作成に関しましては、子ども・子育て会議の委員が策定専門委員会にも参加していることから、本条例案第17条に規定している推進会議につきましても、子ども・子育て会議の委員を活用しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第264号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第13 議案第265号赤平市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題いたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第265号赤平市道路占用料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本条例は、道路法第39条第2項の規定に基づき、赤平市が管理する道路の占用料金及び徴収方法について定めるため昭和31年に制定し、その後数回にわたって改正してきたところでありますが、今般固定資産税評価額の評価がえ等を踏まえた額の見直し等から道路法施行令及び北海道道路占用料徴収条例の一部が改正され、それぞれ平成29年4月1日に施行されております。本市におきましても占用の実態及び経済情勢の動向や道路管理者間の均衡を勘案し、国及び北海道に準じまして所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表2は、道路法第39条第1項の規定に基づき徴

収する占用料の額を定めているところでございますが、法第32条第1項第1号に掲げる工作物のうち、第1種電柱、1年につき1本310円を300円とするなど、法第32条第1項第1号に掲げる工作物から政令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料まで占用料を記載のとおり改定し、備考第6号にあります占用物件の面積もしくは長さの計算方法についてより精密に占用料の額を算定するため、字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第265号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第14 議案第266号赤平市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第266号赤平市市営住宅条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法の一部が改正され、認知症である者等の収入申告義務が緩和され、事業主体が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況に基づき、公営住宅の家賃を決定することができることとされましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第14条につきましては、入居者の収入の申告等について規定しておりますが、これまで公営住宅法において全ての入居者に収入申告義務が義務づけられておりましたが、認知症である者等で収入申告をすることが困難な事情があると事業主体が認める者の収入申告義務を免除することができることなどから、ただし書き等を追加するものでございます。

第15条につきましては、家賃の決定について規定しておりますが、認知症である者等で収入申告を免除されたものを収入申告のない場合の家賃の取り扱いの対象から除外するため、字句を追加するものでございます。

第25条につきましては、収入超過者に対する家賃について規定しておりますが、収入超過者のうち認知症である者等で収入申告を免除された者の家賃の算定方法について公営住宅法施行令第8条第2項を準用することなどから、字句の追加を行うものでございます。

第36条及び第37条につきましては、建替事業に係る家賃の特例、公営住宅の用途廃止による他の公営住宅への入居の際の特例につきましてそれぞれ規定しておりますが、引用している条項にずれが生じたことから、字句を改めるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、附則第2項につきましては条例第14条、第15条第1項及び第25条第1項の規定については、平成30年度以降の年度の市営住宅の毎月の家賃について適用するとして経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第266号につ

いては、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第15 議案第267号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第267号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

赤平市過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成28年3月に議決をいただき、この計画に基づき諸施策を実施しているところでございますが、財政上の特別措置を受けるため、事業内容の変更や事業の追加を内容といたしまして本計画の一部を変更するものでございます。なお、赤平市過疎地域自立促進市町村計画の変更に伴う北海道への事前協議につきましては、既に協議書を提出させていただいておりまして、異議がない旨の通知をいただいているところでございます。

以下、変更の内容につきまして別紙によりご説明を申し上げます。

5、医療の確保、（1）、診療施設、患者輸送車につきましては、事業主体を市といたします医療用車両購入事業を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第267号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第16 議案第276号赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊島好孝君）〔登壇〕 議案第276号赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在赤平市固定資産評価審査委員会委員であります太田敏明氏は、平成29年12月16日をもって任期を満了いたしますが、引き続き同氏を赤平市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

記といたしまして、太田敏明、生年月日、昭和28年3月6日、現住所、赤平市大町4丁目3番地5でございませぬ。

太田敏明氏の経歴につきましては別添参考資料のとおりでございますが、赤平市固定資産評価審査委員会委員として適任と考えておりますので、ご同意を賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第276号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第276号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第276号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長(北市勲君) 日程第17 議案第277号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊島好孝君) [登壇] 議案第277号人権擁護委員の推薦につきまして、提案の趣旨をご説明させていただきます。

現在人権擁護委員としてご活躍を賜っております菅原千津子氏が明年の3月31日をもって任期満了となるため、後任の推薦につきましては札幌の法務局の局長からご依頼がありましたので、下記の者を推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

議案第277号人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、菅原千津子、生年月日、昭和26年4月3日、現住所、赤平市字赤平657番地でございます。

なお、任期は明年4月1日からではございますが、札幌法務局を経由いたしまして法務大臣の任命行為となりますので、本定例会でご意見を賜らなければ時間的余裕がございませんことをご理解いただきたいというふうに思います。

菅原千津子氏の経歴につきましてはお手元の参考資料のとおりでございます。人格、識見ともに高く、また地域の方々の信頼も厚く、人権擁護委員として適任と考えますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第277号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第277号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第277号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長(北市勲君) 日程第18 議案第278号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊島好孝君) [登壇] 議案第278号人権擁護委員の推薦につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

下口隆氏は、人権擁護委員として現在もご活躍をいただいておりますけれども、明年3月31日をもって任期満了となるため、後任の推薦につきましては札幌法務局長からご依頼がありましたので、下記の者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

下口隆氏につきましては、平成24年の4月に就任

以来基本的人権の擁護、自由人権思想の普及高揚を図るためご活躍を賜りました。そのご功績に対しまして深く感謝と敬意を表するものでございます。

議案第278号の人権擁護委員の推薦については、下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、佐藤智子、生年月日、昭和32年3月16日、現住所、赤平市本町2丁目3番地でございます。

前議案同様、任期につきましては明年4月1日からはございますが、札幌法務局を經由いたしまして法務大臣の任命行為となりますので、本定例会でご意見を賜らなければ時間的余裕がございませんことをご理解いただきたいというふうに思います。

佐藤智子氏の経歴につきましてはお手元の参考資料のとおりでございます。人格、識見ともに高く、また地域の方々の信望も厚い方で、人権擁護委員として適任と考えますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第278号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第278号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第278号について採決をいたしま

す。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長（北市勲君） 日程第19 報告第29号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕報告第29号につきましてご説明申し上げます。

指定されております専決処分手項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告をするものでございます。

別添の専決処分書でご説明を申し上げます。件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃32万3,000円を滞納しておりましたことから、平成29年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するといたしまして、督促の異議の申し立てがございましたことから、訴訟に移行したもので、この間に新たに納期を経過した1カ月分の家賃1万7,000円を加える申し立てを行い、請求額を34万円と改めた上で平成29年11月21日に口頭弁論に出頭いたしましたところ、平成29年11月に15万円、12月に6万5,000円、30年1月からは1万5,000円をそれぞれ末日に限り持参または送金して支払うことで裁判上の和解をしたもので、平成29年11月21日に専決処分をしたものでございます。

以上、報告第29号につきましてご説明を申し上げます。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第29号については、報告済みといたします。

○議長(北市勲君) お諮りいたします。

委員会審査のため、あす13日、1日休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、あす13日、1日休会することに決しました。

○議長(北市勲君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時52分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)